

2024年6月現在

認知症対応型生活介護基本単位						
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	749単位/日	753単位/日	788単位/日	812単位/日	828単位/日	845単位/日
その他加算						
医療連携体制加算	57単位/日（但し、要支援 2 は対象外）					
初期加算	入居後30日に限り、30単位/日					
退去時相談援助加算	退去時必要な相談援助を行った場合、400単位/1回に限り					
サービス提供体制強化加算 I	22単位/日					
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数 × 18.6%					
グループホーム月額利用料(①+②)						
家賃	115,000円/月	(居室面積13.2㎡約8畳)[共有含め1人当たり約26㎡]				
食費	51,000円/月					
水道光熱費	37,000円/月					
①合計	203,000円/月					
②介護保険	ご利用者様負担分					
敷金						
敷金	336,000円	入居時にお支払い頂きます。退去時に修繕費を差し引き返却致します。				

【グループホーム 入居基準】

①65歳以上

認知症により、常時介護を必要とする65歳以上の方
(他の入居者の方に対する、暴言・暴力等、共同生活に支障をきたす場合入居が出来ない場合があります。)

②要支援2及び要介護の方

入居時、要介護3程度の方まで
(認知症対応型共同生活介護の本質である、共同生活が可能な方。要介護4・5の方については要相談)
(入居後、要介護4、要介護5になられても他の入居者への迷惑行為のない方について、当施設で出来る限りの介護を行い、生活継続可能な努力を致します。)

③常時医療機関においての治療を必要とされない方

当施設において、365日24時間の看護師配置を行っておらず、適切な医療対応が困難な為、医療依存度の高い方の受入れはお断りさせて頂いております。(以下の要件に該当される方)

- ・インシュリン注射(※内服薬への移行の方は受入可能)
- ・点滴の持続処置の必要な方
- ・気管支切開の処置の方
- ・ストマーの処置の方
- ・経管栄養の方
- ・レスピレーターの方
- ・カテーテル留置の方
- ・褥瘡の処置を必要とされる方
- ・治療食の方(※1日1,400円を基準とし、ソフト食・ミキサー食・刻み食・トロミ食・お粥・エンシュア対応可能)

④自傷他害の恐れのない方

自傷行為のある方及び他の入居者の方への迷惑行為のある方については入居をお断りさせて頂いております。

上記内容について、見学時及びお問い合わせの際にご説明を致します。